

議案第 56 号

三次市教育委員会規則の読点の表記を改める規則案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項の規定により，三次市教育委員会規則の読点の表記を改める規則案について，議決を求める。

令和 8 年 3 月 25 日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

(案)

三次市教育委員会規則第 号

三次市教育委員会規則の読点の表記を改める規則をここに公布する。

令和 年 月 日

三次市教育委員会
教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会規則の読点の表記を改める規則

この規則の施行の際現に公布されている三次市教育委員会規則において、読点として表記する「，」を「、」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。